

(企業年金関係要望抜粋)

平成 1 9 年度税制改正に関する要望

平成 1 8 年 9 月

社団法人 信 託 協 会

平成19年度税制改正に関する要望

社団法人 信託協会

わが国経済は、構造改革の進展や民間の自助努力等により、景気回復局面にありますが、デフレからの脱却および持続的な経済成長を確実なものにするため、これを後押しする政策が求められております。また、少子・高齢化が進展する中で、将来にわたり持続可能な社会保障制度を構築するため、公的年金を補完する私的年金制度の拡充等が求められております。

このような中で、わが国に信託制度が導入されて以来、84年ぶりに信託法の抜本的な改正案が国会に提出され、わが国信託制度は大きな節目を迎えております。信託法案は、最近の社会経済の発展に的確に対応するという観点から「現代化」が図られるものであり、時代に即応したルールが整備されることにより、高度な財産管理制度としての信託の利用が促進されるものとして歓迎するところでございます。

信託財産総額は、今年3月末で650兆円を超えており、信託制度は資産運用、財産管理・処分や資産流動化・証券化等の領域で経済・国民生活の重要なインフラとして定着しております。私ども信託協会は、確固とした信頼関係を基軸とした信託制度の健全な発展を通じて、経済の活性化、豊かな国民生活の実現に寄与してまいりたいと存じます。

このような観点から、来年度の税制改正にあたりまして、次の主要要望項目をはじめ、以下のとおり要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

主要要望項目

1. 信託法改正を踏まえた税制整備
信託の税制の現状を維持すること。
2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃
企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
3. 上場株式・公募株式投資信託等の譲渡益・配当課税の特例措置の継続
上場株式・公募株式投資信託等の譲渡益および配当金・分配金に対する優遇税率（10%）を継続すること。

目 次

	頁
I. 主要要望項目	
1. 信託法改正を踏まえた税制整備	1
2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃	3
3. 上場株式・公募株式投資信託等の譲渡益・配当課税の特例措置の継続	5
II. 要望項目	
1. 金融・資本市場の活性化のための税制措置	7
2. 企業年金信託等に関する税制措置	9
3. 財産形成信託に関する税制措置	15
4. 公益信託に関する税制措置	17
5. 集団投資スキームに関する税制措置	19
6. 国際的な取引の推進のための税制措置	20
7. 適切な経営環境の確保および課税の適正化のための税制措置	21
8. 不動産に関する税制措置	23
○要望項目一覧	25

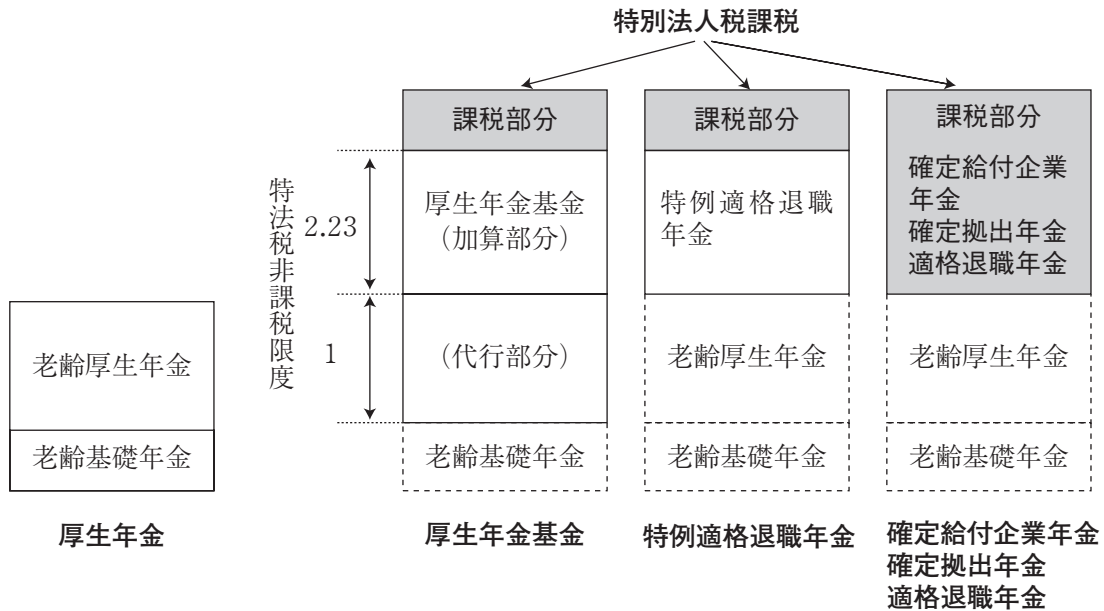
2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

- (イ) 企業年金および確定拠出年金は、公的年金を補完し、勤労者の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、急速に少子・高齢化が進展し、社会保障制度の改革や年金税制のあり方が見直される中、その役割はますます増大している。
- (ロ) 確定給付企業年金、適格退職年金（従業員拠出金相当分を除く）および確定拠出年金については積立金の全額に対して、また、厚生年金基金および特例適格退職年金については、一定の水準を超える部分の積立金の額に対して、特別法人税が課されている。
- (ハ) 企業年金の年金財政の健全化と受給権保護の重要性、企業会計上の年金債務の開示義務等を勘案すると、企業年金積立金の早期充実は必要不可欠なものである。一方、積立金に対する特別法人税の負担は重く、今後の年金制度の健全な発展の阻害要因となりかねない。
- (ニ) さらに、平成17年より給付時の課税が強化されており、特別法人税が課せられた場合の、運用時および給付時を合わせた全体の税負担は、従前にも増して重いものとなる。また、米国をはじめ諸外国においても積立金に課税するといった例はなく、国際的にも見劣りがする。特別法人税は、国民の将来不安を除去し、少子・高齢化社会に対応した年金税制を構築する上では、不適切な税制である。
- (ホ) 特別法人税については、平成17年度税制改正において、平成20年3月までの3年間の時限措置としてその適用が停止されているが、公的年金の補完、老後生活の維持・安定という社会的要請に応じていくため、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講ぜられたい。

(ハ) 併せて、勤労者の安定した生活を確保するために勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金の積立金に係る特別法人税についても撤廃する措置を講ぜられたい。

〔特別法人税の課税対象〕



〔主要国の企業年金税制〕

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
拠 出	(事業主) 損金算入 (従業員) 事業主の拠出金は給与とみなされない				
積立・運用	課 税	非課税			
給 付	課 税				

2. 企業年金信託等に関する税制措置

企業年金信託等について、次の措置を講ずること。

(1) 適格退職年金から確定給付企業年金、確定拠出年金への円滑な移行および移行後の制度での健全な財政運営を可能とする措置を講ずること。

- (イ) 適格退職年金制度は、平成24年3月に廃止されることとなっているが、廃止まで6年を切った現時点でも40,000件を超える制度が存在している。これらの制度を単に廃止させることなく、引続き企業年金として機能させ続けることは、公的年金を補完し、勤労者の老後の生活の安定を図るための喫緊の課題である。
- (ロ) 適格退職年金制度においては、年金資産の積立に関する検証制度が存在しないため、必要な積立額に対して年金資産の額が相当程度低い制度が少なからず存在しており、年金資産の積立に関する検証が毎年行われている厚生年金基金制度と比較すると、健全な財政運営が確保されていない状況である。
- (ハ) さらに、厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度へ移行（代行返上）する際には、積立不足額について一括拠出できる手当てが行われているが、適格退職年金制度からの移行に際しては同様の一括拠出はできないこととされている。
- (ニ) また、適格退職年金制度を廃止し、新たに創設した確定給付企業年金へ資産を移換する場合に、委託者にいったん資産を返還し、改めて払込を受けなければならず、返還している間に、委託者に不測の事態が生じることにより年金資産が毀損するおそれもある。
- (ホ) そのため、例えば以下の項目など、適格退職年金からの制度移行時において、企業の意図が十分に反映されるような措置を講ぜられたい。

- ①確定給付企業年金に移行する際に、適格退職年金での過去勤務債務について一括拠出を可能とし、移行後の確定給付企業年金において、健全な財政運営を可能とする措置*
- ②適格退職年金制度を廃止し、新たに創設した確定給付企業年金へ資産を移換する場合に、委託者を介さず直接受託機関間での資産授受を行うことを可能とする措置

*適格退職年金制度における過去勤務債務の償却方法については、後掲「各種企業年金制度における過去勤務債務の償却方法」参照。

(2) 確定給付企業年金における従業員拠出についての掛金所得控除制度を創設すること、および確定拠出年金における従業員拠出を認めること。

- (イ) 確定給付企業年金における従業員拠出の掛金は、生命保険料控除の対象とされているが、生命保険商品に対する保険料控除と共通で控除限度額が設定されていることから、企業年金制度に係る拠出控除として不十分な措置となっている。
- (ロ) 今後、公的年金における給付水準の調整等が図られ、老後に受け取る年金額の減少が見込まれるが、その場合においても、企業の拠出に加えて、自助努力によっても当該減少分を補う給付額が確保できるよう、確定給付企業年金における従業員拠出掛金についての所得控除制度を設ける措置を講ぜられたい。
- (ハ) また、確定拠出年金における企業型年金においては、従業員自身による拠出が認められていない。老後生活の保障を図るための自助努力を奨励する観点から、企業の拠出に加えて、従業員による拠出が認められる措置を講ぜられたい。

〔各種企業年金制度の税制上の取扱い〕

	厚生年金基金	適格退職年金	確定給付企業年金	確定拠出年金（企業型）
根拠法	厚生年金保険法	法人税法	確定給付企業年金法	確定拠出年金法
拠出時 (1) 事業主掛金 (2) 従業員掛金	損金算入 社会保険料控除 (全額所得控除)	損金算入 生命保険料控除 (他の生命保険料と合算し、5万円まで所得控除)	損金算入 生命保険料控除 (他の生命保険料と合算し、5万円まで所得控除)	損金算入 —
積立・運用時	努力目標水準（代行部分の3.23倍）を超える部分に特別法人税1%課税 他に地方税約0.2%課税	従業員掛金相当分を除き特別法人税1%課税 他に地方税約0.2%課税（注）	従業員掛金相当分を除き特別法人税1%課税 他に地方税約0.2%課税	特別法人税1%課税 他に地方税約0.2%課税
給付時 ①退職年金 ②退職一時金 ③遺族給付	雑所得課税 原則、退職所得課税 非課税	雑所得課税（従業員拠出掛金相当分を除く） 原則、退職所得課税 相続税の課税対象	雑所得課税（従業員拠出掛金相当分を除く） 原則、退職所得課税 相続税の課税対象	雑所得課税 原則、退職所得課税 相続税の課税対象

（注）適格退職年金のうち一定の要件を満たす特例適格退職年金については、厚生年金基金に準じて特別法人税を非課税とする措置が講じられている。

〔(3) 確定拠出年金における拠出限度額を引き上げること。〕

(イ) 確定拠出年金は、私的年金制度の新たな選択肢として定着しつつあり、今後、他の企業年金制度等とともに公的年金を補完する役割が期待されている。平成16年度税制改正により拠出限度額の一定の引き上げが行われたものの必ずしも十分な水準とはなっておらず、今後、公的年金における給付水準の調整等により老後に受け取る年金額の減少が見込まれる中、当該減少分を補う給付額が確保できるよう、拠出限度額をさらに引き上げる措置を講ぜられたい。

〔確定拠出年金における拠出限度額〕

企業型年金	企業年金（確定給付型）を実施していない場合	月額4万6千円（年額55万2千円）
	企業年金（確定給付型）を実施している場合	月額2万3千円（年額27万6千円）
個人型年金	自営業者等	月額6万8千円（年額81万6千円）から国民年金基金等の掛金を控除した額
	企業の従業員（企業年金を実施していない企業の従業員に限る）	月額1万8千円（年額21万6千円）

(4) 企業年金財政の健全化を促進し、企業年金制度の一層の普及・発展を図るため、確定給付企業年金、厚生年金基金および適格退職年金における過去勤務債務に係る事業主掛金について、一層の弾力的な取扱いを可能とすること。

(イ) 企業年金における年金財政の健全化と受給権保護の重要性、企業会計上の年金債務の開示の必要性等、現下の企業年金を取り巻く環境を勘案すると、企業年金積立金の早期充実は必要不可欠なものである。このため、確定給付企業年金、厚生年金基金および適格退職年金における過去勤務債務の償却について、制度の財政状況および事業主の負担能力に応じて、一括償却や基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金等の一層の弾力的な償却を可能とする措置を講ぜられたい。

〔各種企業年金制度における過去勤務債務の償却方法〕

厚生年金基金制度	確定給付企業年金制度	適格退職年金制度
(1) 原則3年以上20年以内に償却	(1) 原則3年以上20年以内に償却	(1) 定額償却(定額方式・給与比例方式) 1年当たりの掛金額の上限は、掛金計算時の過去勤務債務の総額の35%以下
(2) 弾力的償却(注) 年金規約で次の対応関係にある最長期と最短期に見合う掛金率を定めている場合には、この範囲内で毎年度の掛金率を選択可 (最長期) (最短期) 5年未満 3年 5年以上 7年未満 4年 7年以上 9年未満 5年 9年以上 11年未満 6年 11年以上 13年未満 7年 13年以上 14年未満 8年 14年以上 15年未満 9年 15年以上 20年以内 10年	(2) 弾力的償却 年金規約で次の対応関係にある最長期と最短期に見合う掛金率を定めている場合には、この範囲内で毎年度の掛金率を選択可 (最長期) (最短期) 5年未満 3年 5年以上 7年未満 4年 7年以上 9年未満 5年 9年以上 11年未満 6年 11年以上 13年未満 7年 13年以上 14年未満 8年 14年以上 15年未満 9年 15年以上 20年以内 10年	(2) 定率償却(定率方式) 1年当たりの掛金額の上限は、毎年度の過去勤務債務の現在額(未償却残高)の50%以下 (再計算時および給付増額時等に変更可)
(3) 定額償却 各事業年度の特別掛金の総額を設定	(3) 定率償却 1年当たりの掛金額の上限は、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込み額の15%以上50%以下 (再計算時および給付増額時等に条件付で変更可)	
(4) 定率償却 1年当たりの掛金額の上限は、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込み額の15%以上50%以下 (再計算時および給付増額時等に条件付で変更可)		

過去勤務債務とは、年金制度導入以前の勤務期間を加入期間に算入することによって発生する債務のこと。なお、制度導入後に給付の改善、給付水準の改定などが行われた場合にも発生する。

(注) 弾力的償却は、当該年度の予算策定時に決定する必要がある。なお、再計算時における予定償却年数は最長を基準とした残余償却年数以内。

〔各種企業年金制度における予算に基づく特例掛金〕

(予算を作成する制度での比較)

厚生年金基金制度	確定給付企業年金制度 (基金型)
翌年度に発生すると見込まれる不足金の額を超えない範囲で、予算に用いる基礎数値をもとに特例掛金額を算定し、実施可能。	なし

確定給付企業年金 (規約型)、適格退職年金制度は予算を作成しない。

(5) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を可能とすること。

(イ) 現在、退職一時金制度を減額もしくは廃止することにより企業型確定拠出年金を導入する場合においては、複数年度に分割して資産移換を行うこととされている。確定拠出年金は、私的年金制度の選択肢として定着しつつあり、他の企業年金制度等とともに公的年金を補完する役割が期待されている。このため、受給権保護のための積立金早期充実および加入者の運用機会逸失の回避の観点から、一括で資産移換を行うことを可能とする措置を講ぜられたい。

(6) 確定給付企業年金および適格退職年金における遺族給付 (遺族年金、遺族一時金) に関し、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とすること。

(イ) 現在、厚生年金基金では遺族給付に対し相続税が非課税とされているが、確定給付企業年金および適格退職年金における遺族給付には相続税が課税されており、事業主が採用する制度内容によって遺族給付への課税に不公平が生じている。遺族の生活の安定を図り、課税の不公平を解消し年金制度の選択を可能にする観点から、確定給付企業年金および適格退職年金における遺族給付について、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とする措置を講ぜられたい。

(7) 企業年金の信託財産について源泉徴収不適用とされている信託財産の対象に匿名組合の出資持分を追加すること、または、匿名組合の利益分配時における源泉徴収の対象から、組合員が企業年金の受託者である場合を除外すること。

- (イ) 近年、企業年金における積立金の運用では、効率的な分散投資の観点から、株や債券とリスク・リターン特性が異なる不動産への資金運用が急速に広まっている。その際、不動産私募ファンドへ匿名組合出資を行う手法が用いられるが、利益に対する源泉徴収を避けるため、出資者を9人以下とする限定的な取扱いが強いられている。
- (ロ) このため、1委託者あたりの投資額が多額となり、委託者側で分散投資のメリットを十分に享受できないほか、財産規模の小さい委託者は事実上利用できないという状態が生じている。
- (ハ) 年金資金は拠出時・運用時非課税であることから、年金資金の投資対象について源泉徴収の適用対象外とすることは、年金制度本来の趣旨からも妥当であるため、匿名組合の利益分配時における源泉徴収の対象から企業年金等の受託者である場合を除外する措置、または、年金信託が出資する匿名組合の利益の分配について所得税が課せられないこととする措置を講ぜられたい。